

# 一般社団法人日本くすりと糖尿病学会

## 定款

2011年11月 5日作成

2011年12月 6日認証

2012年 1月 4日設立

2017年 8月 18日改定

2018年 3月 31日改定

# 一般社団法人日本くすりと糖尿病学会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本くすりと糖尿病学会と称し、英文ではJapan Pharmaceutical and Diabetes Society と表記する。その略称をJPDSとする。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第3条 当法人は、薬剤師による糖尿病療養指導に関する理論・技術の研究、糖尿病の薬物療法の推進と充実、さらにその研究の進歩発展を図り、もって国民の健康と福祉に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) セミナーや研修会などの開催
- (3) 糖尿病薬学に関する調査・研究事業
- (4) 機関誌その他刊行物の発行事業
- (5) 糖尿病領域に専門性を有する薬剤師の育成事業
- (6) 国内外の関係団体との連携に関する事業、及び連携構築などに関わる調整事業
- (7) その他前各号の目的を達成するために必要な事業

### (公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 社員

### (入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申し込みをし、理事長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をし、所定の届出書を事務局に提出するものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内を開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は開催の1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 会員

(種別)

第17条 当法人に社員のほか次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、所定の入会手続きを行い、理事会で承認され、年会費を納入した個人。
- (2) 特別会員 医療医薬などの学術において発展に功績のあった者、若しくは当法人で功績のあった者で理事会で推薦・承認された個人。
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を援助するために、所定の入会手続きを行い、理事会で承認され、賛助会員年会費を納入した個人・企業又は団体。

2 会員に関する年会費等の各種会費は、理事会で立案・承認を得て決定する。

3 年会費は事務局より送る請求書に従い納入するものとする。

4 会員は次の場合には会員の資格を喪失する。

- (1) 退会の届出をしたとき。
- (2) 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。
- (3) その他、当法人規則に違反し、あるいは当法人の名誉及び信用を著しく傷つけ理事会で除名の決議がなされたとき。

## 第5章 役員

### (員数)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

### (選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 各理事について、当該理事およびその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別な関係にある者を含む。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

### (任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

### (理事長及び副理事長の選定)

第21条 当法人は、理事の互選により、理事長1名を置く。

2 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

3 理事長の補佐役として理事の互選により副理事長を2名置くことができる。

### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、分担執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。ただし、理事長を代行する期間は、理事会において後任の理事長が選任されるまでとする。

4 理事長、副理事長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の